

私立大学における情報の開示

平成16年5月25日

社団法人日本私立大学連盟
開示システム委員会

目 次

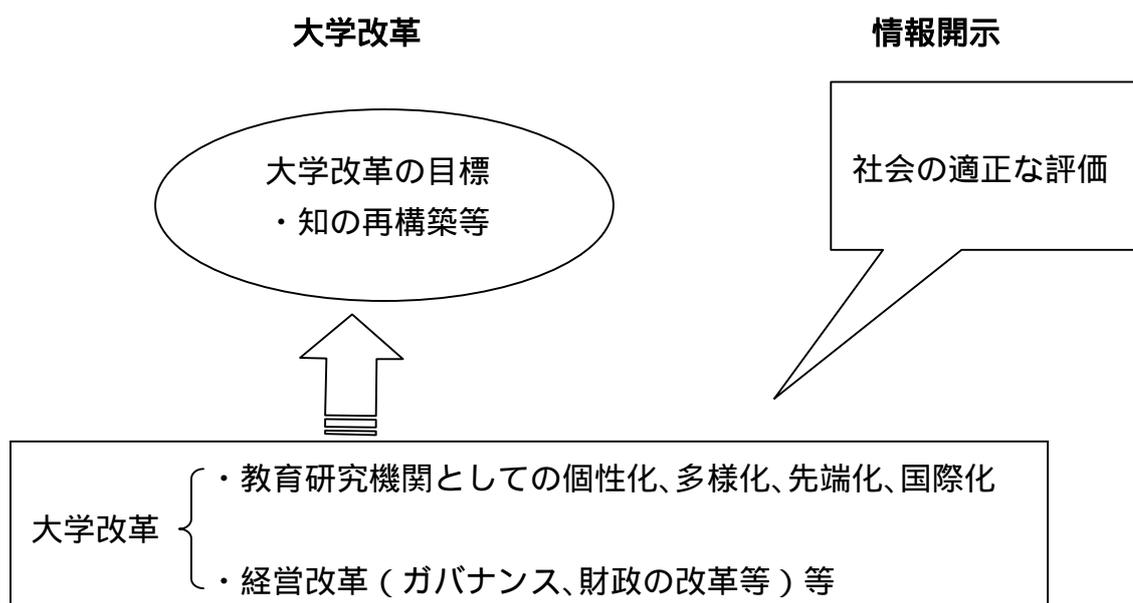
1 . 情報開示の意義	1
(1) 情報開示の意義	1
(2) 日本私立大学連盟の情報開示への取組み	2
2 . 情報開示の必要性	3
(1) 大学設置基準が求める情報開示	4
(2) 公共的な機関としての説明責任	4
(3) 認証評価と多様な大学評価	4
(4) 私立大学に対する社会的期待の高まり	5
3 . 情報開示の目的	6
(1) 包括的・体系的な大学情報の開示	6
(2) 社会に対する説明責任としての大学情報の開示	7
(3) 社会に対する情報発信としての大学情報の開示	7
4 . 情報開示制度の枠組み	8
(1) 情報の送り手	9
(2) 情報の受け手	9
(3) 開示内容	10
(4) 開示方法	11
5 . おわりに	12
< 参考 1 > ウェブサイトを利用した大学情報開示の留意点	13
< 参考 2 > 情報開示項目一覧 (案)	18

1 . 情報開示の意義

大学に対する第三者評価（学校教育法上の認証評価）と大学情報の開示は、現在進められているさまざまな大学改革や、これによってもたらされる新しい高等教育のあり方を支える制度的基盤となるべき性格を有している。したがって、これらの問題に適切に対処することが、私立大学の存立にとって不可欠の課題となっている。

(1) 情報開示の意義

私立大学は、高等教育を担う公共的な機関としての継続的な存立を図るため、現在急速に進められているさまざまな大学改革（教育研究改革、経営改革等）について、社会から適正な評価を受けなければならない。そのためには、私立大学は改革の目標及び内容並びにその進捗状況について常に情報開示していかなければならない。

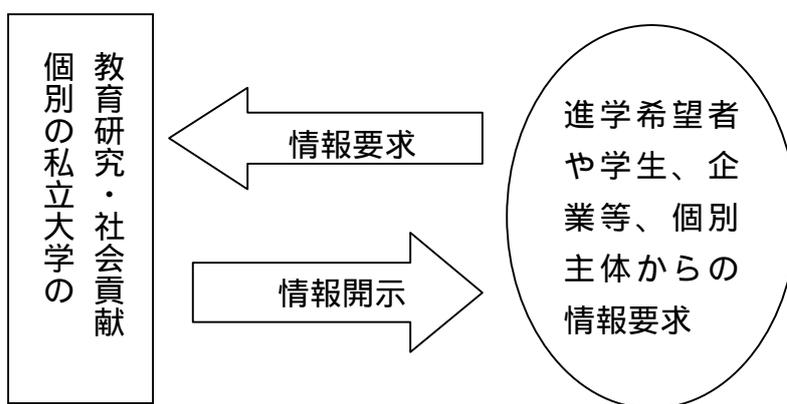


* 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」
(平成10年10月26日)

また、個々の私立大学の立場にとっても、情報開示は重要な意義を持っている。進学希望者は大学を選択する際に偏差値や合格倍率などの数値だけでなく、教育内容や学生生活、就職状況等、大学のさまざまな側面に目を配る傾

向が現れてきている。地域社会や企業等は、私立大学が実際に行う社会貢献や産学連携に対してますます関心と期待を強めている。大学に関心を持つこれらの関係者の期待に適切に応えていくためには、個々の私立大学が持つ情報をその情報要求に応えるよう適切に開示し、その認識と理解を得ていかなければならない。したがって、情報開示は私立大学としての責任を果たすばかりでなく、その適否は個々の私立大学の存立に関わる側面を持っている。私立大学としては、「いま、なぜ情報開示が求められているのか。」という問いに対して、個々の大学として、情報開示の意義や目的、その方法について明確に答えることができなければならないであろう。

図1：私立大学の継続的な存立



(2) 日本私立大学連盟の情報開示への取り組み

日本私立大学連盟では、開示システム委員会（以下「本委員会」という）を平成14年度に設置し、大学情報の開示の必要性とその根拠、開示する情報の内容等について検討を始めた。本委員会は、その検討内容を「大学情報の開示システム（中間報告）」（平成15年5月）としてとりまとめ、各加盟校に公表した。この報告書の狙いは、社会的要請に応える情報開示の意義とそのあり方を明らかにし、情報開示を行うための具体的な枠組みを提示することにあった。また、その考え方を具体化するための方策として、ウェブサイトを活用した大学情報提供のガイドライン並びにその情報提供項目の例を提案した。

平成15年6月には、本委員会は中間報告の内容について各加盟校に対してアンケートを行った。各加盟校からは多くの意見が寄せられ、この問題に対

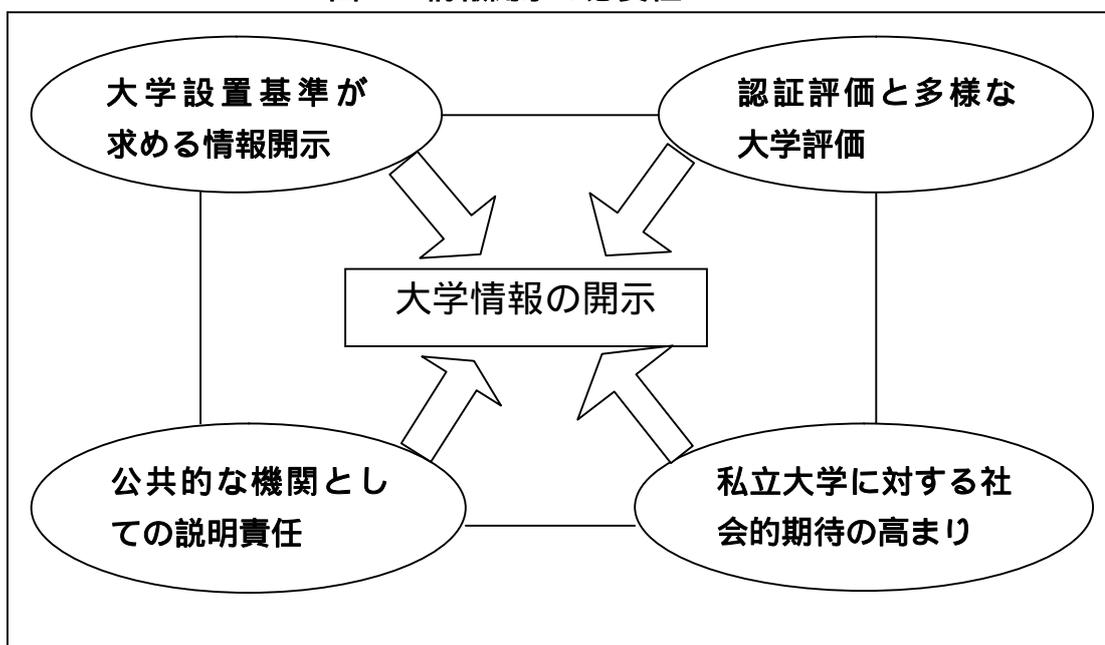
する関心の高さを認識することができた。本報告書は、それらの意見を踏まえたうえで、さらに本委員会で討議を加えた内容を新しくまとめたものである。中間報告の趣旨をより明確にするため、全体の構成や文章の表現上の修正を加えるとともに、社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすために必要な情報開示の具体的な項目について提案を行っている。

なお、本報告書は、情報開示のあり方についての基本的な考え方を明らかにしたものであり、加盟校にその実施を義務づける性格のものではない。しかしながら、本報告書の提案を受け止めていただき、大学情報の開示実務の改善と新しい展開に役立つことを望むものである。

2 . 情報開示の必要性

私立大学が取り組むべき課題として情報開示の重要性が増した理由として、以下の四つの要因が考えられるが、その背景には、文部行政がいわゆる事前規制から事後チェックへと大きく変化し、大学の自己責任原則が求められることがある。さらに、私立大学の教育研究活動や社会貢献について正確な情報を知りたいという社会的な関心がますます高まっており、私立大学はそうした社会の要望に応えていく必要性が強まっているなどの事情がある。

図2：情報開示の必要性



(1) 大学設置基準が求める情報開示

大学設置基準によれば、大学は教育研究水準の向上を図り、自らの目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表しなければならない(大学設置基準第2条第1項)。また、大学は、自らの教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする(同第2条の2)と規定されている。このように、自己点検・評価の公表を含めて、大学情報を広く社会に開示することが大学には義務づけられている。

大学設置基準上の自己点検・評価については、点検評価項目をはじめ、その実施の方法等具体的内容が大学基準協会等で基準として示されており、また、実務上の経験も積み重ねられている。今後、学校教育法上で認証評価が義務づけられることもあって、その信頼性は制度的にも担保されていくことになる。しかしながら、大学情報の開示にはこのような基準等がなく、実務は各大学に任せられたままとなっている。どのような情報を、だれに対して、どのように開示すればよいのか、また、なぜ情報を開示することが必要なのかについての基本的な考え方や具体的な情報開示項目について共通の認識がないこともあり、現状では社会に対して十分な情報提供が行われているとはいえない。このような状況に鑑み私立大学として社会の信頼を得ることのできる情報開示のあり方を早急に検討することが求められている。

(2) 公共的な機関としての説明責任

私立大学は高等教育を担う公共的機関としての性格を持つこと、また、公的な補助金や税制上の優遇措置等を受けているため透明性を持った経営が求められていること、とりわけその財政基盤のほとんどを学生の納付金に依存していること等により、その組織運営には効率化・活性化・透明化が求められている。大学情報の開示は、直接的には大学設置基準により義務づけられたことが契機となったとはいえ、私立大学はもともと情報開示を積極的に行い、社会に対して説明責任を果たさなければならない。

(3) 認証評価と多様な大学評価

規制改革の一環として、平成16年度から認証評価がすべての大学に義務づけられた。認証評価は、直接的には大学の質の保証を目的としているが、あ

わせて、学生、生徒や保護者等への進学に資する情報を提供すること、さらには外部資金の導入や産学連携等に資する情報の提供など、広い意味での大学選択への正しい情報を社会に提供することが意図されている。したがって、認証評価により大学情報の質が担保されると同時に、大学情報に対する関心とその開示に対する要求はますます高まっていくものと考えられる。また、これを機にさまざまな機関による多様な大学評価が行われていくことが予想される。例えば、経済産業省は「産業競争力向上の観点からみた大学活動評価手法の開発について」（平成15年10月27日）を公表し、IT分野、バイオ分野の研究について試行的な大学評価を行っている。さらに、学校法人の財務に関して国内・外の格付け機関が格付けを行っていることは周知の通りである。さらに、受験産業やマスコミによる偏差値以外のさまざまな大学評価が行われており、大きな関心を呼んでいる。このように、**今後は大学の質がさまざまな形で問われ、私立大学はその実態や活動内容を社会から多面的に評価されることになると思われるが、このことが大学に対する情報開示への要求をますます強めてくるであろう。**

（４）私立大学に対する社会的期待の高まり

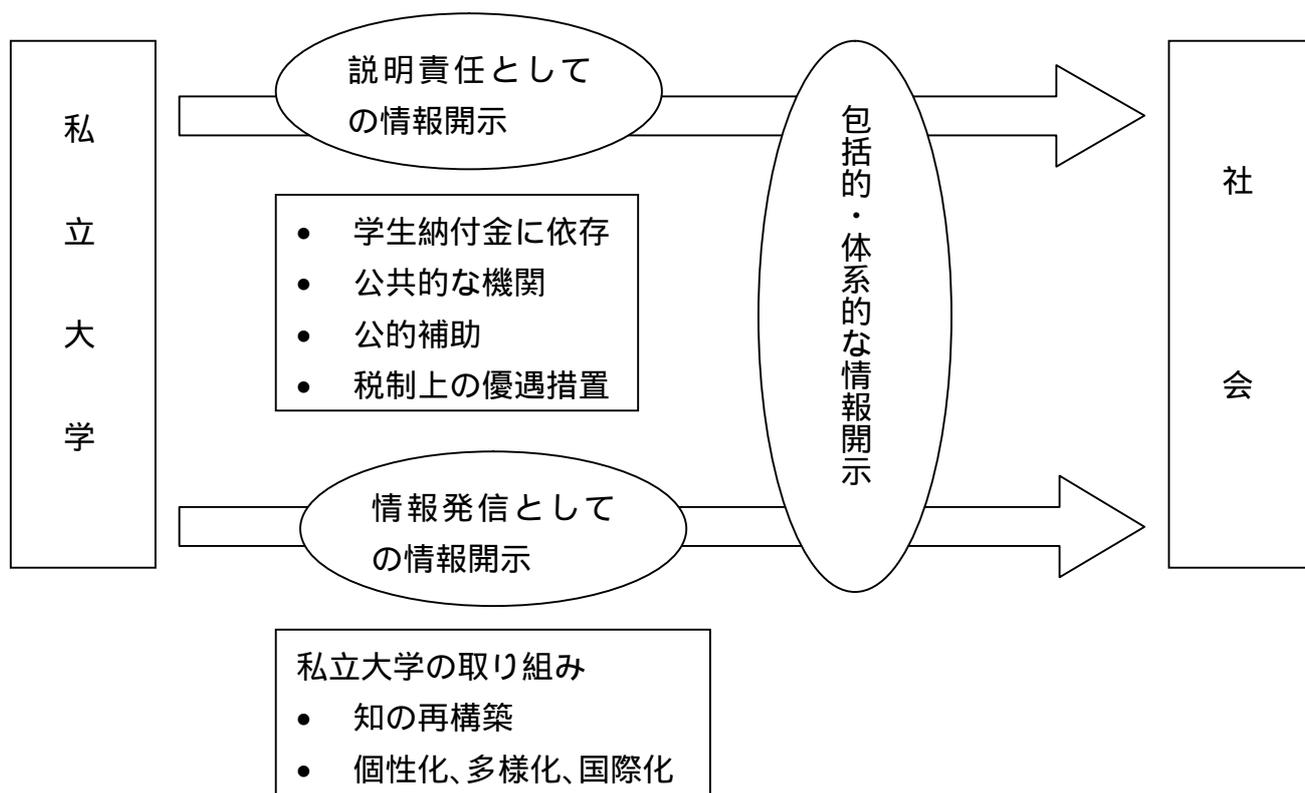
私立大学に対する社会の要求は多様化し、また、かつてなく高まっている。今日の高等教育には、多様化、個性化をもたらすほどの**特色ある教育研究**、さらに、**国際的に通用する教育研究水準と教育研究制度の設定・維持**が求められている。加えて社会は急速な少子高齢化の下にあり、私立大学は自らの責任で改革を進め、その教育研究の継続的改善を行うことが求められている。こうした中で、**私立大学は、建学の理念に基づいて行われる教育・研究や、社会貢献の内容を多面的に明らかにし、その成果をわかりやすく情報として開示することが社会から一層求められるようになっている。**

高等教育の環境には未曾有ともいえる変化が生じているが、これは社会の発展や活性化において、**大学が果たす役割に対する社会的期待の高まり**とも歩みを同一にする。私立大学もまた、その存在意義をかけてこの環境変化に対応するべくさまざまな改革の取り組みを行っていることが、社会的にも大きな関心を呼んでいる。このこともまた、大学情報に対する社会の関心を増す大きな要因となっている。社会の信頼を得るためには、大学は社会からの情報開示の要求に応えていかなければならない。

3 . 情報開示の目的

私立大学として情報開示を進めるためには、その目的、すなわち、何のために情報開示を行うのかを明確にし、その目的に適した内容の情報を開示する必要がある。また、情報開示は情報の受け手に理解されなければ、その目的は達成されないことになりかねない。したがって、情報内容の目的適合性ととともに、理解可能性を重視する必要がある。

図3 情報開示の目的



(1) 包括的・体系的な大学情報の開示

私立大学は従来から、さまざまな情報を社会に対して提供してきた。しかしながら、その実態は、大学間に差はあるものの、もっぱら受験生に対する入試情報が中心であったり、あるいは、在学生やその保護者に向けた学内行事や諸活動ニュース等が主な内容であることが多い。しかも、こうした情報提供は大学の広報活動として行われているため、内容も大学として伝えたい

情報が主であり、また、その対象者も限られている。これに対して今日、情報開示として求められているものは、社会が大学に開示を求める情報であり、大学についての包括的・体系的な情報の開示である。例えば、大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（平成10年10月26日）は大学が開示すべき項目として、大学の教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準等）、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報等を例示している。

こうした大学の全体像を伝える情報を開示することが求められる根底には、大学という教育・研究・社会貢献を提供する主体である大学と、社会との間に、情報の格差が大きく、一般にいわれるところの情報の非対称性が存在するため、例えば、受験生・学生の大学選択のミスマッチ、不健全な大学経営問題の発生等が社会問題として顕在化していることによる影響が大きく、私立大学としては、十分な対応が必要である。

（2）社会に対する説明責任としての大学情報の開示

私立大学は、建学の精神に基づく教育・研究並びに社会貢献を遂行すること、負託された資源を有効かつ効率的に活用すること等の受託責任を負っている。同時に私立大学は、公教育を担い公的資金の補助を受ける存在として、組織を健全かつ透明性をもって運営する社会的責任を負っている。情報開示は、私立大学が社会から負託されたこれらの責任を遂行した成果を社会に報告するために行われることが求められている。

なお、社会に対する報告は、その成果を情報として提供するだけで事足りりとするのではなく、社会の理解が得られるよう明瞭で、かつ、わかりやすく行わなければならない。大学の情報開示の目的は、社会の理解を得ることにより、社会に対する大学としての説明責任を果たすことにある。

（3）社会に対する情報発信としての大学情報の開示

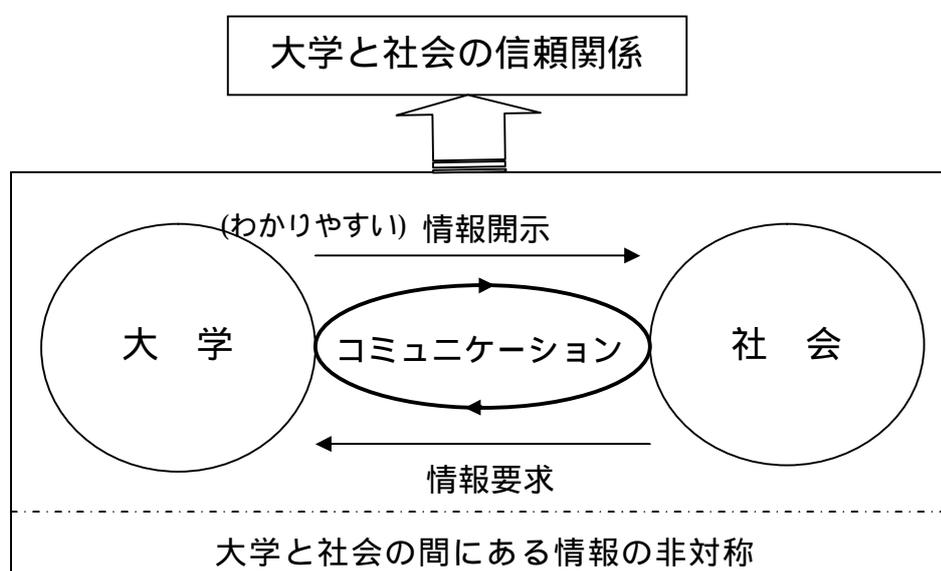
私立大学はこれまで、大学設置基準の大綱化、自己点検・評価制度や第三者評価制度の導入などを受けて、大学の自己責任による改革と継続的改善を促す諸変革を行ってきた。私立大学は、その現状と教育研究の成果を社会に向けて発信していく必要がある。情報発信は、教育研究の成果を社会に伝えるという一方的所作ではあり得ず、成果に対する社会からの評価を受け止め

るという双方向性をもった積極的な所作である。社会の批判を仰ぎ、それらを踏まえてさらに改革・改善を進め、社会からの一層の信頼を得ていく必要がある。そのためには、発信する情報の高質化を図り、発信する内容の拡大を図ることが不可欠である。情報開示を、受託責任や狭い意味での社会責任という考え方に基づいた義務としての情報提供というように限定的にとらえてはならない。情報開示を、大学並びに社会の発展に役立てるという積極的な手段として位置付ける必要がある。情報開示とは、この積極的な手段としての情報発信を目的とするものである。

4 . 情報開示制度の枠組み

私立大学が行う情報開示は、私立大学が負う説明責任の遂行であるとともに、社会への情報発信を行うという営みである。これは私立大学とその関係者・一般社会との情報の非対称性から生じる問題を緩和し、また、私立大学に対する社会の信頼を得る基礎となる。その意味で情報開示は高等教育を支える重要な制度的基盤ともいえるべき役割を担っている。したがって、大学情報の開示は私立大学全体の機能として、一定の枠組みを持った制度（システム）として行われるべきである。また、情報開示がこうした役割をよく果たすためには、開示情報は情報の受け手にとってわかりやすいものであることが不可欠である。

図4 情報開示制度



情報開示を進める際、送り手は、情報が受け手によって取捨選択されることを認識しておく必要がある。効果のある情報開示を行うにはまず受け手のニーズを知らなければならない。また、情報はそれ自体が価値ある存在である。社会が私立大学に対して求める情報は、同時に私立大学が必要とする情報でもある。したがって、情報開示に当たっては、情報を発信する者に対して情報を受ける者からのフィードバックがあることが望ましく、相互にコミュニケーションが成立することが重要な要件となる。このようにして情報開示は私立大学と社会との相互交流を可能とし、さらに大学自らの教育・研究の一層の発展と社会との信頼関係の樹立に役立つことが期待される。

私立大学の情報開示制度を構築するためには、情報の送り手、情報の受け手、開示内容、開示方法について私立大学間はいうまでもなく、社会との間でも共通の認識と規範を持つことが望ましい。

(1) 情報の送り手

大学が発信する情報の開示責任主体は当該大学である。大学は、情報開示に当たって、社会に対する説明責任を果たすとともに、より積極的に情報発信をして、社会からの信頼を一層得ていかななければならない。そのためには、情報の受け手に誤解を与えることの内容に十分に配慮し、明瞭で、かつ、わかりやすく、包括的・体系的な情報の開示に努めることが必要である。

(2) 情報の受け手

私立大学が開示する情報の受け手としては、教育サービスの需要者である学生及びその保護者、将来の学生である進学希望者やその進路指導担当者、かつて在学生であった卒業生が含まれる。また、教育・研究活動や財政的な支援等を通じて大学と直接・間接的なかかわりを持つさまざまな関係者、例えば、寄附金の提供者、研究受託を通じての企業等も受け手となる。学校法人という組織の存在や運営とのかかわりから借入金や学校債の発行による債権者等もまた情報の受け手となる。さらに大学の持つ公共性・公益性の側面からみると、公的補助金の財源である税金の負担者、つまり納税者たる一般国民や、その社会的な機能からマスメディアも含まれる。大学のすべての活動が多様化し、幅広い広がりを見せていることから、学校法人との間でこうした具体的・直接的なかかわりを持たない社会一般をも視野に入れて開示を行

っていくことによって、私立大学としての社会的責任を果たしていくことができる。

(3) 開示内容

私立大学が開示する情報は、上記の開示の意義や目的に照らして適切なものでなければならない。開示情報の選択に当たっては、例えば、大学設置基準や大学基準協会の自己点検・評価項目や相互評価項目などが参考になる。また、私立大学については財務状況をはじめとする経営に関する情報についても開示を促進することが必要である。

情報開示に当たっては、**基本的には大学についての包括的かつ体系的な情報を提供することが必要である**。また、開示内容のレベルは社会的な承認を得られるものでなければならない。実務上の指針としては、大学基準協会がすでに実施している相互評価の点検項目を用いることができる。その際、利用者の便を図り、かつ、その情報の客観性を裏づけるために自己点検・評価報告書等の**基礎データと結びついた開示**とすることが有益である。また、情報内容の質の水準を確保するには第三者評価に基づくものでなければならない。

情報開示は、私立大学がその活動を社会に認められるために行う営みである。社会の理解を得るためには利用者が理解しやすい方法で開示することが重要となる。自己点検評価であれ、相互評価であれ、第三者評価であれ、その内容を資料として提供するだけでは社会の理解は得られない。さらに、その大学の特性や個性を反映した形で開示情報を提示することも大切である。

情報開示に当たっては、以下に示す開示情報の性格を考慮し、開示項目を選択することが望ましい。

[情報内容]

(1) 開示情報の性格

情報としての包括性・体系性・継続性・一貫性・更新性

受け手にとっての理解容易性・明瞭性・重要性

データに基づく客観性(数値で表現可能な事項はできるかぎり数値を用いる)

大学の個性・特性を示す情報

(2) 開示項目

大学設置基準、大学基準協会「相互評価」の項目等を参考

情報開示に際して、開示する内容をどの範囲とし、どのような形態（形式、説明内容、その他）とするかは、それぞれの大学が決めるべきものである。しかしながら、利用者の立場からすると、私立大学の開示する情報に共通するものがあれば、大学情報は一層利用価値があるものとなる。この意味で、私立大学として最低限開示すべき情報を示すガイドライン（参考例参照）を設けることが望まれる。

（４）開示方法

私立大学が情報開示を進めていくに当たっては、開示情報の意義と内容が質・量ともに変化したばかりでなく、情報通信技術の発展により情報開示の方法も、今や紙媒体から電子メディアに主体が移っていることを認識する必要がある。このことが現在の情報開示のあり方に大きな影響を与えているばかりでなく、情報通信技術が情報開示の促進に触媒の役割を果たしていると言えいことができる。

デジタル技術やコンピュータ・ネットワーク技術等の情報通信技術の発展により膨大でかつ質の高い情報を低いコストで提供することが可能となり、情報開示のあり方も大きく変化させた。とくに、情報開示に当たって求められる適時性、広域性、情報内容の体系性、理解可能性、さらに大学独自の情報提供の工夫等が技術的に可能となっていることを考慮する必要がある。企業をはじめ官公庁ではウェブサイトにも多様な情報を記載する動きがすでに急速に広がっており、大学もその例外ではない。2002年度にはすべての大学がホームページを開設したといわれている。ホームページを単なる広報の一手段と考えるのではなく、情報開示の場として十分な活用に取り組むべきである。

大学情報の開示に当たっては、インターネット上のウェブサイトを積極的に活用することが望ましい。その際、利用者の利便に配慮して、内容や形式等を工夫する必要がある。将来的には電子メディアの利用によるさまざまな可能性を前提とした開示方法を考えることも視野に入れておくべきである。

ウェブサイトに情報を掲載する開示方法は、各大学が大学の個性をあらわすべく独自の工夫で行うべきものである。その際、当然、大学が社会から受けた受託責任や社会的責任を果たしたうえで、さらに情報発信機能を重視した考え方をもつことにより、一層効果的な情報開示が行われることはいうまでもない。さらに、社会からの大学に対する疑問や要請に対して制度的に大学情報をフィードバックする努力も必要である。

おわりに

私立大学にとり、大学情報の開示は、少子化、国立大学の法人化、国際化等といった大学を取り巻く環境の変化、とりわけ大学間の競争的環境が強まっている中で、進学希望者が希望にする教育内容や、学生生活の満足度を重視する大学選択を行う際に重要となる判断資料を提供することになる。今後は大学選別の基準はますます多面的になり、厳しさも増していくと考えられる。こうした状況の中で、**情報開示は研究や社会貢献活動に関する大学の実績や将来の方針、考え方を社会に発信する場**として積極的にこれを活用することができる。情報を開示しないことによるマイナスの影響をも考慮しつつ、大学情報をいかに開示するかという問題は、個々の私立大学にとって自らの存立を左右する重要な課題となる。その意味で情報開示は、**大学経営の戦略の一環として位置づけ、積極的に推進していくべき課題である**。情報開示問題は、大学関係者の間で内輪の議論をしている段階ではなく、もはや社会全体の中での議論となっており、**大学は実行が求められている段階にある**。早急な対応なくしては、大学批判が高まり、ひいては大学に対する信頼感が揺らぐことになりかねない。

< 参考 1 >

ウェブサイトを利用した大学情報開示の留意点

- (1) ウェブサイト管理運用体制の確立
- (2) セキュリティの確保
- (3) 開示する情報の性質
- (4) 個人情報管理システムや著作権等の表示
- (5) 包括的、体系的な開示内容
- (6) 個性を反映した開示方法
- (7) 開示情報の頻繁な更新
- (8) 大学と社会との情報交換方法の確立

情報開示の手段として、2002年度にはすべての大学がインターネットを利用した情報発信の仕組み（以下「ウェブサイト」という）を運用している。ウェブサイトは、情報の開示に当たって求められる適時性、広域性、情報内容の体系的性、情報の理解可能性、開示方法の工夫、情報発信者と受信者との容易な相互交流等を可能とすることより、単に大学広報の手段として利用するだけではなく、大学情報を開示する積極的な手段として活用されることが望ましい。

大学はウェブサイトの利点を有効に活用することより、社会に対して負うアカウントビリティを果たし、また教育研究の成果を積極的に社会に発信することが可能となり、それにより大学と社会との間にある情報量の格差、いわゆる情報の非対称性が解消されることが期待できよう。そのような開示が可能となる一方、ウェブサイトを活用する各大学は、意図するか否かにかかわらず、また、些細な内容であれ、開示した情報そのものに法的・社会的責任を負うことを認識する必要がある。ウェブサイトが可能とする情報開示の適時性、広域性等は、小さな過ちからも大きな問題を引き起こしかねない危険を伴っており、大学が負うべき責任は、他の媒体を利用したとき以上に大きいとも言えよう。

そのような認識に立ち、以下にウェブサイトを活用した大学情報の開示に当たって留意すべき一般的な事項を留意点として示す。いずれも当たり前のことではあるが、軽視されることなく、各大学がウェブサイトを利用して情

報開示を行うに当たって、常に留意されることを望む。

(1) ウェブサイト管理運用体制の確立

ウェブサイトを利用して大学情報を開示するためには、当該大学においてウェブサイトを管理運用することのできる体制が確立されていることが必要不可欠の前提条件となる。

具体的には、ウェブサイトの内容の充実や、情報の更新に対する責任、掲載する情報の取捨選択の方針、掲載した情報に対する責任の所在、加えてウェブサイトを活用するに当たっての禁止事項や注意事項（所有する個人情報の取り扱いについてなど）等、必要な事項について明確にしておくことが必要となろう。また、広くネットワークシステム利用上の「情報倫理規程」を作成することにより、情報倫理の確立・普及、及び違反行為に対する措置・手続きなどを定めておくことが必要である。

また、開示情報やその内容についての側面だけではなく、ウェブサイトを利用するための機器や、技術的な側面についても適切に維持、対処できる体制を整えておくことが求められよう。

各大学において、ウェブサイトの管理運用に関する基本方針を明文化し、また、ウェブサイトに対して最終的な責任を持つ専門の委員会や部局等を設置することが望ましい。

(2) セキュリティの確保

管理運用体制ともかかわり、ウェブサイトを利用した大学情報の開示に当たっては、必要で十分な機密保護（セキュリティ）対策を講じなければならない。個人情報の流出や、掲載情報の改ざんといった、専門知識をもった悪意ある第三者等による外部からの行為に対して備えておくことはもちろん、大学内部においても、操作の間違い等により開示すべきでない項目が開示されたり、ウェブサイトの機能を停止してしまうようなことがないよう、セキュリティ確保のための対策を講じておくことが求められる。

そのような対策を講じた上で、違法行為の監視に努め、早期発見を心掛けるとともに、もし非開示情報の流出や情報の改ざん等が発見された場合には、早急に、適切な対応がとれる体制をあらかじめ構築しておくことが望ましい。

(3) 開示する情報の性質

ウェブサイトによる情報開示についても、本報告書において述べられてい

る通り、社会に対するアカウンタビリティを果たし、教育研究の成果を積極的に社会に発信する、大学についての包括的・体系的な情報開示であることを基本とする。そのような情報開示のためには、原則として、大学の所有する情報は、すべて積極的に開示することが求められるといえよう。また、開示される情報は、客観性を裏付けるためにも、自己点検・評価報告書のデータに基づく必要がある。

しかし、一般の社会常識から判断して、私立大学のウェブサイトに掲載することがふさわしくない情報、例えば以下の情報については、その発信を禁止することは当然である。

大学関係者（学生・教職員・卒業生・入学予定者を含む）の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、個人の不利益となることが明らかなもの。

大学組織に関する情報または大学の事業（教育研究活動など）を営む個人の当該事業に関する情報で、大学の名誉、財産、競争上の地位、その他大学の正当な活動を害するおそれのあるもの。

（４）個人情報管理システムや著作権等の表示

個人情報保護法の施行によりウェブサイトの個人情報管理システム（プライバシーマークの取得などにより）のルールを明示することが望まれる。

また、ウェブサイトに掲載される情報は、非常に容易に複製され、編集・加工される可能性を持っており、その容易さからウェブサイト閲覧者も当然のように情報を複製（ダウンロード）しがちである。しかしながらウェブサイトも著作物として著作権に保護される対象であり、一部をダウンロードしても、複製権の侵害に当たると考えられる（参考：社団法人著作権情報センターウェブサイト〔<http://www.cric.or.jp>〕）。

このため、ウェブサイトを運用するに当たっては、著作権の存在を適切に表示し、閲覧者の注意を喚起するとともに、ウェブサイト上の情報の複製や転載を禁止または制限する場合には、その旨の使用許諾条件を明示することが望まれる。

また、第三者の著作権の侵害に当たる情報を掲載しないことは、ウェブサイトの運用に当たって、当然守らなければならない。

（５）包括的、体系的な開示内容

本報告書の参考資料として各大学のウェブサイトに掲載することが望まし

いと考えられる項目の一覧を掲載した。ただし、実際に開示する内容をどの範囲までとするのかは、各大学が決めるべきものである。

これらの項目は、大学設置基準、財団法人大学基準協会における評価項目を中心に選択したものであり、これらの項目の適切な掲載により、大学についての包括的かつ体系的な情報を提示できると考える。

なお、個別大学独自の情報発信の重要性から、別紙に掲げる項目以外の情報についても積極的に開示することが望まれる。とくに私立大学においては、財務状況をはじめとする経営に関する情報について、ウェブサイト上における開示を促進することが必要であろう。

(6) 個性を反映した開示方法

ウェブサイトの情報を開示する方法は、各大学が大学の個性を表わすべく独自の工夫で行うべきものであるが、情報開示の目的が、社会に対する成果の報告、大学情報の発信といった、社会の理解を得ることにあることより、理解可能性に留意した開示とすることが重要となる。

このためには、ウェブサイトの体系性やデザインはもとより、マルチメディアであるウェブサイトの機能を生かし、文字、音声、静止画、動画等を効果的に無理なく活用することが望ましいであろう。

いずれにせよ、大学の独自性や特色を生かしつつ、各大学の創意工夫により大学関係者以外にもわかりやすいように開示することが求められる。

また、ウェブサイトの広域性に鑑み、海外からの閲覧者のために、日本語以外の多国言語による閲覧も可能とすることが理想である。

(7) 開示情報の頻繁な更新

ウェブサイトの利点を最大に利用するためには、頻繁に情報が更新され、常に最新の情報が開示されていることが求められる。このため、最新情報のウェブサイトへの掲載、また不要となった情報の削除が随時可能となる学内の迅速な体制・システムの整備が必要であるとともに、ウェブサイトに掲載する各情報は、いつの時点で掲載・更新された情報かが明らかになるよう作成・更新日を記載することが必要である。

しかしながら、その一方で頻繁な更新を可能とするウェブサイトでは、掲載した情報の一貫性を保つことも求められる。もし以前に掲載した情報と矛盾する情報が新たに掲載されるようでは、開示された情報の信憑性が欠けてしまう。

(8) 大学と社会との情報交換方法の確立

ウェブサイトを活用することにより、大学から不特定多数の人に情報を発信・開示することが可能となるだけでなく、不特定多数の人から大学に対する要望や情報を寄せることも容易となる。これにより、大学と社会との相互交流が一層進展し、大学の教育研究の発展と、社会との信頼関係の樹立に役立つことが期待できる。

このような双方向の情報交換を確立するためにも、ウェブサイトには掲載情報に対する責任者、責任部署を明示するとともに、メールアドレスや連絡先の表示等により閲覧者からの疑問や問合せに対応できるようにすることが必要である。またそのような社会からの声に対して、制度的に大学情報をフィードバックする努力も必要となる。

< 参考 2 > 情報開示項目一覧(案)

テーマ	大分類	中分類	小分類	記載内容
大学の概要	大学位置			
	大学沿革			
	建学の精神			
	大学の特色			
	学生数			学部・学科の在籍学生数等
	大学組織	教育研究組織	学部・学科	名称
			専攻科	名称
			大学院研究科	名称
			研究所	名称
			機関、付属施設	名称
	附属校等			
	事務組織			組織名称、職員数(専任・アルバイト)
	外郭団体	後援会		活動内容
		同窓会		活動内容
		校友会		活動内容

教育と研究の組織	教員組織			・教員の専攻分野、主要担当科目、研究課題、研究業績等
				・主要な授業科目への専任教員の配置状況
				・教員組織における専任、兼任の比率
				・教員数(専任、非常勤別)、年齢構成

教育の内容とその条	学年暦			
教育の整備	教育理念と目的	人材育成の目的		
		学部・学科の特色		
	教育内容等	教育課程	教育課程編成上の特色	
		授業内容・カリキュラム		シラバス
		履修方法		必修・選択の量的配分、単位互換、単位認定方法、社会人学生・留学生への教育上の配慮
		卒業要件		
		正課外教育		
		その他		入学前準備教育、リメディアル教育
	教育方法	教育方法の特色	成績評価の方法	
			履修指導	
		授業形態と授業方法		
			少人数教育、事例研究型授業、現場実習、学外授業等	
	教育支援体制		オフィスアワー等	
教育改善への組織的な取り組み			ファカルティ・デイベロップメント、授業評価への取り組み	
国内外における教育研究交流			教育提携校、単位互換制度、	
その他				

< 参考 2 > 情報開示項目一覧（案）

学生の受け入れ	学生受け入れ方針		
	学生募集方法		入学者選抜方法
	入学試験データ		
	授業料・入学金		
	定員管理		学生収容定員と在籍学生数
	その他		

教育のための教員組織	教員組織		教員の紹介 ・主要な授業科目への専任教員の配置状況 ・教員組織における専任、兼任の比率 ・教員の年齢構成 ・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間の連絡調整 ・その他
	教育研究支援職員		
	研究所		
	その他		研究助成採択状況

施設・設備	キャンパス概要 建物概要		大学校地地図、面積等 各施設の紹介、利用上の配慮等 キャンパス・アメニティ
	情報処理機器などの配備状況		

図書館			・施設の規模、機器・備品の整備状況 ・学生閲覧室の座席数、開館時間等

< 参考 2 > 情報開示項目一覧（案）

社会	生涯学習			
貢献	企業等との連携			
	地域貢献			社会へ開放される施設・設備等

学生生		経済的支援	奨学金	学内、学外奨学金等
活への		生活相談等	学生生活相談	
配慮			カウンセリング	
		卒業後の進路	就職指導	就職指導の体制
				就職講座
				就職・進路状況
				その他
		課外活動		

管理	意思決定	理事会		理事会の構成、開催回数等
運営		評議員会		評議員の構成、開催回数等
		教授会等		権限と運営方法、全学的審議機関
		事務局機能		教学組織との連携協力関係

	財政	予算		
		決算		
		監査		
		その他		

自己		実施体制		
点検		実施方法		
評価		自己点検評価項目		
		その他		

開示システム委員会

担当理事	河田 悌一	関西大学	大学長（平成16年1月から）
	瀬在 幸安	日本大学	総長（平成16年1月まで）
委員長	西野 芳夫	関東学院	常務理事・経済学部教授
委員	松丸 和夫	中央大学	経済学部教授
	明神 信夫	関西大学	商学部教授
	田中正敏	久留米大学	医学部長
	後藤 晴男	日本大学	国際産業技術・ビジネス育成センター副センター長
	矢野 桂司	立命館	文学部教授・前調査企画室長（平成16年3月まで）
	リム・ボン	立命館	調査企画室長・文学部教授（平成16年4月から）
	小口 泰平	芝浦工業大学	工学部教授（平成16年3月まで）
	藤田 幸男	芝浦工業大学	理事長（平成16年4月から）
	栗田 啓子	東京女子大学	文理学部教授
	笈 捷彦	早稲田大学	理工学部教授